

資料2

国民年金保険料の免除に係る事務処理に関する第2次調査について

- 国民年金保険料の免除に係る事務処理に関する第2次調査報告書（概要）・・・1
- 国民年金保険料の免除に係る事務処理に関する第2次調査結果の概要・・・2
- 国民年金保険料の免除に係る事務処理に関する第2次調査報告書・・・4
- 国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する  
第2次調査報告書に至る経過及び今後の進め方・・・18
- 国民年金保険料の免除制度の概要について・・・19
- 免除申請処理の流れ・・・37
- 免除等の不適正な事務処理の典型例・・・39

(照会先)  
 社会保険庁  
 運営部年金保険課 寺本・阿蘇  
 ⅴ(代)03(5253)1111 (内線)3643・3642

## 国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する 第2次調査報告書(概要)

平成18年6月13日 社会保険庁

- 標記については、5月27日(土)に緊急の全国社会保険事務局長会議を開催して調査した結果を、5月29日(月)に第1次調査報告書として公表した。
- 緊急に実施した第1次調査の報告後も、事務所等から追加の報告があったことや、6月9日(金)から行っている申請書の全件調査及び不適正事案の詳細調査に先だって、あらかじめ精査するため、全国の社会保険事務局長、社会保険事務所長から、6月8日(木)を期限に、再度の確認書を提出させた結果を、本日、第2次調査報告書として公表。
- 今後、全件調査及び詳細調査の結果については、まとまった段階で公表。

### 1. 第1次調査報告書で公表した類型の不適正処理

	第1次調査報告	第2次調査報告
全国312事務所のうち、下記の不適正処理のあった事務所	100事務所	110事務所※
うち(1)の類型のもの	44事務所	59事務所
全国47事務局のうち、下記の不適正処理のあった事務所を管轄する事務局	26事務局	29事務局※
うち(1)の類型のもの	10事務局	20事務局
不適正処理の件数 ((1)+(2)) (注) 事後に本人の申請書を受理したものを含む。	113,975件	193,136件
(1) 申請意思を確認しないまま承認	①承認通知が「有り」	101,606件
	②承認通知が「無し」	60,553件
(2) 電話等により意思確認を行って承認	①代行意思確認の記録「無し」	22,173件
	②代行意思確認の記録「有り」	8,804件

※上記の不適正処理が、新たに判明した事務所  
 10事務所： 苫小牧(北海道)、石巻(宮城)、所沢(埼玉)、幕張(千葉)、日本橋、八王子(東京)、浜田(島根)、新居浜(愛媛)、武雄(佐賀)、コザ(沖縄)

※上記の不適正処理が、管轄事務所で新たに判明した事務局  
 3事務局： 北海道、宮城、島根

### 2. その他の不適正処理

(A) 職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印をしたもの (件数は、上記(1)又は(2)に含まれる。)	2事務所 22件
(B) 全額免除、半額免除又は猶予の申請書の提出があった者に対し、申請書に記載された希望項目以外の処理をしたものであって、電話等で申請者の申請意思を確認した旨の記録が残されていないもの	91事務所 15,875件
(C) 外国人が、新年度の免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、申請書なしに免除の処理をしたもの	4事務所 125件

# 国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第2次調査結果の概要

## 1. 第1次報告書で公表した類型の不適正処理 (同一の事務所が複数の項目に該当している場合がある)

- 全国312の社会保険事務所のうち、下記の不適正処理のあった事務所： 110事務所
- 全国47の社会保険事務局のうち、下記の不適正処理のあった事務所を管轄する事務局： 29事務局
- 不適正処理の件数： 193, 136件 (不適正な処理の後に、本人からの申請書の提出があったものを含む)

不適正処理の内容、事務所数等	事務手続上の問題点	今後の対応
(1) 個々人の申請意思を確認しないまま承認手続を行ったもの  20事務局 59事務所 162, 159件	① 本人に免除等承認の通知をした 11事務局 36事務所 101, 606件	・ 取消処理 ・ 本人に対して個別に経緯の説明と謝罪 ・ 改めて申請書を提出していただく
	② 本人に免除等承認の通知をしていない 16事務局 38事務所 60, 553件	
(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの  22事務局 85事務所 30, 977件	① 申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が記録として残されていない 20事務局 72事務所 22, 173件	・ 改めて申請書を提出していただく  ※ 本人が提出した申請書に、本人の署名・捺印がなされていない場合は、本人に再提出を依頼する。また、本人の意思確認が不十分であった場合は、本人の意思確認を改めて実施する。
	② ①の各事項が記録として残されている  16事務局 47事務所 8, 804件	
	課長通知の手続に違反する点は、(2)①と同様。しかし、 ・ 基礎年金番号等による本人確認、 ・ 申請意思の確認、 ・ 申請書の代筆に係る同意、 が電話等によって行われ、その旨の記録が残されているなど、本人の意思確認に係る手続が明確	・ 申請書の提出が無い場合は、承認を取消

## 2. その他の不適正処理

不適正処理の内容	事務所数等	事務手続上の問題点	今後の対応
(A) 職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印をしたもの (件数は、1 (1) 又は (2) に含まれる。)	2事務局 2事務所 22件	課長通知に定める手続に違反	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改めて申請書を提出していただく</li> <li>・申請書の提出が無い場合は、承認を取消</li> </ul>
(B) 全額免除、半額免除又は猶予の申請書の提出があった者に対し、申請書に記載された希望項目以外の処理をしたものであって、電話等で申請者の申請意思を確認した旨の記録が残されていないもの	26事務局 91事務所 15,875件	申請書の審査希望項目の補正手続を行う上で不備があった事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改めて申請者個人に意思確認をした上で、異なる取扱いを希望する方には、承認内容を修正</li> </ul>
(C) 前年度に免除となっていた外国人が、新年度の免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、帰国により資格喪失するまでの期間を、申請書なしに免除の処理をしたもの	3事務局 4事務所 125件	国民年金法に違反する行為であり、無効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取消処理</li> </ul>

# 国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する 第2次調査報告書

平成18年6月13日  
社会保険庁

- 社会保険庁では、国民年金保険料の免除及び猶予に係る事務処理について、5月27日(土)に緊急の全国社会保険事務局長会議を開催して調査した結果を、5月29日(月)に第1次調査報告書として公表した。
- 緊急に実施した第1次調査の報告後も、事務局・事務所から追加の報告があったことや、また、6月9日(金)から、本庁職員及び全国の社会保険監察官により、平成17年度の免除等の申請書の全件調査を行うとともに、不適正事案の詳細調査を行うこととしたことから、それに先だって、あらかじめ精査するため、全国の社会保険事務局長及び社会保険事務所長に対し、6月8日(木)までに、再度の調査を行って確認書を提出することを求めたところであり、その結果をとりまとめ、本日、第2次調査報告書として公表する。
- 今後、6月9日からの全件調査及び詳細調査の結果については、まとまった段階で公表する。

## I. 第1次調査報告書で公表した類型の不適正処理

### 1. 該当事務所数、該当事務所を管轄する事務局数

不適正な処理を行った事務所数は、10事務所増加した。

法律に違反する第1次調査報告書の(1)の類型は、44事務所から59事務所に増加した。

	第1次調査報告	第2次調査報告
全国312社会保険事務所のうち、不適正処理のあった事務所数	100事務所	110事務所
うち(1)の類型のもの	44事務所	59事務所
全国47社会保険事務局のうち、不適正処理のあった事務所を管轄する事務局数	26事務局	29事務局
うち(1)の類型のもの	10事務局	20事務局

<新たに不適正な処理の申告があった事務所>

	[類型]	[件数]
10事務所： 苫小牧事務所(北海道)	(1) ②	326件
石巻事務所(宮城)	(1) ②	351件
所沢事務所(埼玉)	(1) ②	1,926件
幕張事務所(千葉)	(1) ②	167件
日本橋事務所(東京)	(2) ①	9件
八王子事務所(東京)	(2) ①	39件
浜田事務所(島根)	(1) ①	4件
新居浜事務所(愛媛)	(1) ②	7件
武雄事務所(佐賀)	(2) ①②	393件
コザ事務所(沖縄)	(2) ①	1,940件

<不適正処理が、管轄事務所で新たに判明した事務局>

3事務局： 北海道、宮城、島根

2. 不適正処理の類型別の件数

類型別の件数を集計したところ、次のとおり。

不適正処理の類型		件数 ※
(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの	①本人に免除等承認の通知をしたもの	101,606件 (52.6%)
	②本人に免除等承認の通知をしていないもの	60,553件 (31.4%)
(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの	①申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの	22,173件 (11.5%)
	②①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの	8,804件 (4.6%)
合 計		193,136件

※上記の件数には、いったん不適正な処理を行ったが、事後に本人の申請書を受理できたものも含まれている。

(第1次調査報告書の(2)③の類型は、精査の結果、該当事務所で本人からの申請書を受理していないものがあることが判明したため、該当が無くなった。)

※(1)と(2)の合計件数は、第1次調査報告書で113,975件であったものが、79,161件増加して、193,136件となった。

### 3. 類型別の事務局別事務所数

※同一の事務局が複数の項目に該当している場合がある

※アンダーラインは、第1次調査報告書からの変更点

類 型		事務局名 (該当事務所数/管轄事務所数)
(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの  20事務局 59事務所	① 本人に免除等承認の通知をしたもの 11事務局 36事務所	東京(2/30)、岐阜(1/6)、静岡(5/9)、三重(5/5)、京都(4/6)、大阪(12/21)、島根(1/3)、愛媛(1/5)、長崎(2/4)、 <u>鹿児島(1/6)</u> 、 <u>沖縄(2/6)</u>
	② 本人に免除等承認の通知をしていないもの 16事務局 38事務所	<u>北海道(1/16)</u> 、 <u>青森(2/4)</u> 、 <u>宮城(1/6)</u> 、 <u>秋田(1/4)</u> 、 <u>埼玉(5/7)</u> 、 <u>千葉(1/6)</u> 、 <u>新潟(1/8)</u> 、 <u>静岡(2/9)</u> 、 <u>三重(4/5)</u> 、 <u>京都(5/6)</u> 、 <u>大阪(6/21)</u> 、 <u>兵庫(1/10)</u> 、 <u>奈良(1/3)</u> 、 <u>愛媛(4/5)</u> 、 <u>長崎(1/4)</u> 、 <u>沖縄(2/6)</u>
(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの  22事務局 85事務所	① 申請の意思確認や申請書の代筆に係る同意等が、事蹟(記録)として残されていないもの 20事務局 72事務所	青森(2/4)、茨城(5/5)、 <u>群馬(1/5)</u> 、 <u>埼玉(4/7)</u> 、 <u>千葉(3/6)</u> 、 <u>東京(3/30)</u> 、 <u>新潟(1/8)</u> 、 <u>長野(2/7)</u> 、 <u>岐阜(1/6)</u> 、 <u>静岡(4/9)</u> 、 <u>愛知(8/16)</u> 、 <u>滋賀(3/3)</u> 、 <u>京都(2/6)</u> 、 <u>大阪(17/21)</u> 、 <u>奈良(1/3)</u> 、 <u>愛媛(4/5)</u> 、 <u>高知(4/4)</u> 、 <u>佐賀(2/3)</u> 、 <u>熊本(1/5)</u> 、 <u>沖縄(4/6)</u>
	② ①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの 16事務局 47事務所	<u>福島(1/6)</u> 、 <u>茨城(5/5)</u> 、 <u>群馬(1/5)</u> 、 <u>埼玉(3/7)</u> 、 <u>千葉(3/6)</u> 、 <u>新潟(3/8)</u> 、 <u>岐阜(2/6)</u> 、 <u>愛知(6/16)</u> 、 <u>滋賀(3/3)</u> 、 <u>大阪(1/21)</u> 、 <u>兵庫(4/10)</u> 、 <u>奈良(1/3)</u> 、 <u>愛媛(4/5)</u> 、 <u>高知(4/4)</u> 、 <u>佐賀(2/3)</u> 、 <u>熊本(4/5)</u>
管内の全ての事務局において、(1)及び(2)のいずれにも該当がない事務局	18事務局	岩手、山形、栃木、神奈川、富山、石川、福井、山梨、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、福岡、大分、宮崎

## Ⅱ、その他の不適正処理

以下の新たな不適正処理の事案が明らかとなった。

不適正処理の内容	事務局名(該当事務所数/管轄事務局数)	事務手続上の問題点及び今後の対応
<p>(A)職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印をしたもの</p> <p>2事務局 2事務所 22件</p> <p>(件数は、I(1)又は(2)に含まれる。)</p>	<p>群馬(1/5)、 愛媛(1/5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課長通知に定める手続に違反</li> <li>・改めて申請書を提出していただく</li> <li>・申請書の提出が無い場合は、承認を取消</li> </ul>
<p>(B)全額免除、半額免除又は猶予の申請書の提出があった者に対し、申請書に記載された希望項目以外の処理をしたものであって、電話等で申請者の申請意思を確認した旨の記録が残されていないもの</p> <p>26事務局 91事務所 15,875件</p>	<p>北海道(9/16)、 岩手(2/5)、 宮城(5/6)、 埼玉(2/7)、 千葉(6/6)、 東京(14/30)、 神奈川(1/13)、 新潟(1/8)、 福井(2/3)、 岐阜(2/6)、 静岡(1/9)、 愛知(4/16)、 三重(5/5)、 滋賀(1/3)、 大阪(8/21)、 和歌山(1/3)、 岡山(3/6)、 広島(3/8)、 愛媛(2/5)、 高知(1/4)、 福岡(4/11)、 佐賀(2/3)、 長崎(1/4)、 熊本(2/5)、 鹿児島(6/6)、 沖縄(3/6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書の審査希望項目の補正を行う上での不備があった事案</li> <li>・今後、改めて申請者個々人に意思確認をした上で、異なる取扱いを希望する方には、承認を修正</li> </ul>
<p>(C)前年度に免除となっていた外国人が、新年度の免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、帰国により資格喪失するまでの期間を、申請書なしに免除の処理をしたもの</p> <p>3事務局 4事務所 125件</p>	<p>千葉(2/6)、 福井(1/3)、 島根(1/3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金法に違反する行為であり無効</li> <li>・取消処理を行う</li> </ul>



免除等の事務処理の類型別の事務所数

(別添1)

都道府県	事務所数	(1) 申請意思を確認 しないまま承認		(2) 電話等により意思確認 を行って承認		(1)又は(2)の 該当がある 事務所数	(1)、(2)の いずれにも 該当がない 事務所数
		① 承認通知 が有る	② 承認通知 が無い	① 代行意思確 認事蹟が無い	② 代行意思確 認事蹟が有る		
全 国	312	36	38	72	47	110	202
1 北海道	16		1			1	15
2 青森	4		2	2		2	2
3 岩手	5						5
4 宮城	6		1			1	5
5 秋田	4		1			1	3
6 山形	5						5
7 福島	6				1	1	5
8 茨城	5			5	5	5	0
9 栃木	5						5
10 群馬	5			1	1	1	4
11 埼玉	7		5	4	3	6	1
12 千葉	6		1	3	3	4	2
13 東京	30	2		3		4	26
14 神奈川	13						13
15 新潟	8		1	1	3	3	5
16 富山	4						4
17 石川	4						4
18 福井	3						3
19 山梨	3						3
20 長野	7			2		2	5
21 岐阜	6	1		1	2	3	3
22 静岡	9	5	2	4		6	3
23 愛知	16			8	6	9	7
24 三重	5	5	4			5	0
25 滋賀	3			3	3	3	0
26 京都	6	4	5	2		5	1
27 大阪	21	12	6	17	1	19	2
28 兵庫	10		1		4	4	6
29 奈良	3		1	1	1	1	2
30 和歌山	3						3
31 鳥取	3						3
32 島根	3	1				1	2
33 岡山	6						6
34 広島	8						8
35 山口	6						6
36 徳島	3						3
37 香川	3						3
38 愛媛	5	1	4	4	4	5	0
39 高知	4			4	4	4	0
40 福岡	11						11
41 佐賀	3			2	2	2	1
42 長崎	4	2	1			2	2
43 熊本	5			1	4	4	1
44 大分	4						4
45 宮崎	4						4
46 鹿児島	6	1				1	5
47 沖縄	6	2	2	4		5	1

免除等の事務処理の類型別の件数

(別添2)

都道府県	免除等の 処理件数	(1) 申請意思を確認 しないまま承認		(2) 電話等により意思確認 を行って承認		合 計
		① 承認通知が 有る	② 承認通知が 無い	① 代行意思確 認事項が無い	② 代行意思確 認事項が有る	
全 国	4,315,921	101,606	60,553	22,173	8,804	193,136
1 北海道	234,256	0	326	0	0	326
2 青 森	92,197	0	3,440	103	0	3,543
3 岩 手	55,039	0	0	0	0	0
4 宮 城	81,564	0	351	0	0	351
5 秋 田	54,962	0	127	0	0	127
6 山 形	30,974	0	0	0	0	0
7 福 島	91,891	0	0	0	963	963
8 茨 城	93,546	0	0	1,463	1,125	2,588
9 栃 木	63,205	0	0	0	0	0
10 群 馬	59,995	0	0	11	65	76
11 埼 玉	128,384	0	12,127	376	92	12,595
12 千 葉	139,521	0	167	1,087	748	2,002
13 東 京	282,756	2,191	0	51	0	2,242
14 神 奈 川	133,993	0	0	0	0	0
15 新 潟	80,435	0	582	1,573	263	2,418
16 富 山	20,622	0	0	0	0	0
17 石 川	30,383	0	0	0	0	0
18 福 井	20,847	0	0	0	0	0
19 山 梨	28,614	0	0	0	0	0
20 長 野	63,220	0	0	117	0	117
21 岐 阜	55,757	730	0	791	279	1,800
22 静 岡	107,498	8,149	3,981	416	0	12,546
23 愛 知	174,045	0	0	904	641	1,545
24 三 重	61,778	9,939	5,577	0	0	15,516
25 滋 賀	40,004	0	0	162	106	268
26 京 都	110,232	8,227	7,932	156	0	16,315
27 大 阪	433,085	54,279	15,755	9,123	351	79,508
28 兵 庫	235,872	0	6,120	0	212	6,332
29 奈 良	64,173	0	234	52	48	334
30 和 歌 山	51,596	0	0	0	0	0
31 鳥 取	28,216	0	0	0	0	0
32 島 根	19,590	4	0	0	0	4
33 岡 山	59,440	0	0	0	0	0
34 広 島	82,031	0	0	0	0	0
35 山 口	48,245	0	0	0	0	0
36 徳 島	28,458	0	0	0	0	0
37 香 川	33,608	0	0	0	0	0
38 愛 媛	85,318	3,080	1,918	455	1,532	6,985
39 高 知	46,825	0	0	345	539	884
40 福 岡	259,533	0	0	0	0	0
41 佐 賀	37,430	0	0	622	1,082	1,704
42 長 崎	69,910	5,685	803	0	0	6,488
43 熊 本	83,721	0	0	1,363	758	2,121
44 大 分	47,781	0	0	0	0	0
45 宮 崎	50,591	0	0	0	0	0
46 鹿 児 島	87,694	1,337	0	0	0	1,337
47 沖 縄	127,086	7,985	1,113	3,003	0	12,101

免除等の事務処理の類型別の件数(事務所)

(別添3)

都道府県	社会保険事務所	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計	
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事項が無い	② 代行意思確認事項が有る		
		全	国	101,606	60,553		22,173
北海道	1	札幌	東				
	2	札幌	西				
	3	函館	館				
	4	旭川	川				
	5	釧路	路				
	6	岩見沢	沢				
	7	室蘭	蘭				
	8	小樽	樽				
	9	北見	見				
	10	帯広	広				
	11	砂川	川				
	12	稚内	内				
	13	留萌	萌				
	14	苫小牧	牧	326			326
	15	札幌	北				
	16	新さっぽろ	ろ				
青森	1	青森	森	231	30		261
	2	八戸	戸				
	3	弘前	前	3,209	73		3,282
	4	むつ	つ				
岩手	1	盛岡	岡				
	2	一宮	宮				
	3	宮古	古				
	4	二戸	戸				
	5	花巻	巻				
宮城	1	仙台	台				
	2	仙台	北				
	3	石巻	巻	351			351
	4	古川	川				
	5	仙台東	東				
	6	仙台大	大				
秋田	1	大田	田				
	2	鷹巣	巣	127			127
	3	大曲	曲				
	4	本荘	荘				
山形	1	山形	形				
	2	鶴岡	岡				
	3	米沢	沢				
	4	新庄	庄				
	5	寒河江	江				
福島	1	東北	福			963	963
	2	平					
	3	郡山	山				
	4	会津	津				
	5	相馬	馬				
	6	白河	河				
茨城	1	水戸	南		104	119	223
	2	土浦	浦		626	604	1,230
	3	日立	立		24	14	38
	4	下館	館		445	261	706
	5	水戸	北		264	127	391
栃木	1	宇都宮	西				
	2	栃木	木				
	3	大田	原				
	4	今市	市				
	5	宇都宮	東				

都道府県	社会保険事務所		(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
			① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事項が無い	② 代行意思確認事項が有る	
群馬	1	前橋					
	2	桐生					
	3	高崎			11	65	76
	4	渋川					
	5	太田					
埼玉	1	浦和		5,690	341	7	6,038
	2	熊谷		567	18		585
	3	川越			16	70	86
	4	大宮		2,400	1	15	2,416
	5	春日部		1,544			1,544
	6	秩父					
	7	所沢		1,926			1,926
千葉	1	千代田			544	556	1,100
	2	船橋					
	3	木更津					
	4	佐原			493	146	639
	5	松戸			50	46	96
	6	幕張		167			167
東京	1	麹町					
	2	神田					
	3	港本					
	4	日橋			9		9
	5	上野					
	6	文京					
	7	足立					
	8	江東					
	9	江東					
	10	江東					
	11	墨田	2,114		3		2,117
	12	葛飾					
	13	板橋					
	14	池袋					
	15	新宿					
	16	杉並					
	17	渋谷					
	18	世田谷					
	19	品川					
	20	蒲田					
	21	立川					
	22	武蔵野					
	23	大森					
	24	八王子			39		39
	25	練馬					
	26	目黒					
	27	荒川					
	28	北					
	29	中野	77				77
	30	府中					
神奈川	1	鶴見					
	2	横浜					
	3	横浜					
	4	横浜					
	5	横浜					
	6	川崎					
	7	平塚					
	8	相模原					

都道府県	社会保険事務所	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事蹟が無い	② 代行意思確認事蹟が有る	
神奈川県	9 小田原					
	10 横須賀					
	11 高津					
	12 厚木					
	13 藤沢					
新潟県	1 新潟西		582	1,573	123	2,278
	2 長岡					
	3 上越					
	4 三条				108	108
	5 新潟					
	6 柏崎				32	32
	7 新潟東					
	8 新潟					
富山県	1 富山					
	2 高岡					
	3 魚津					
	4 砺波					
石川県	1 金沢北					
	2 七尾					
	3 小松					
	4 金沢南					
福井県	1 福井					
	2 敦賀					
	3 武生					
山梨県	1 甲府					
	2 大月					
	3 竜王					
長野県	1 長野南			102		102
	2 岡谷					
	3 飯田					
	4 松本					
	5 小諸					
	6 伊那					
	7 長野北			15		15
岐阜県	1 岐阜南				73	73
	2 多治見					
	3 大垣	730		791		1,521
	4 高山市					
	5 美濃				206	206
	6 岐阜北					
静岡県	1 静岡岡		1,810			1,810
	2 浜松東	813		283		1,096
	3 浜松西	2,353		27		2,380
	4 沼津	879	2,171	55		3,105
	5 島田					
	6 富田					
	7 清水					
	8 三島	3,459		51		3,510
	9 掛川	645				645
愛知県	1 大曾根			334		334
	2 鶴舞			75		75
	3 笠寺			86	107	193
	4 中村					
	5 熱田			199	295	494
	6 昭和			98	132	230
	7 名古屋北			18	2	20
	8 名古屋西					

都道府県	社会保険事務所			(1) 申請意思を確認 しないまま承認		(2) 電話等により意思確認 を行って承認		合 計
				① 承認通知 が有る	② 承認通知 が無い	① 代行意思確認 事蹟が無い	② 代行意思確認事 蹟が有る	
愛知	9	豊	橋					
	10	一	宮					
	11	岡	崎					
	12	半	田			16	95	111
	13	刈	谷			78		78
	14	瀬	戸					
	15	豊	田				10	10
16	豊	川						
三重	1	津		4,735	2,972			7,707
	2	四	市	1,564	935			2,499
	3	松	阪	1,281	704			1,985
	4	尾	鷺	508				508
	5	伊	勢	1,851	966			2,817
滋賀	1	大	津			2	4	6
	2	彦	根			68	26	94
	3	草	津			92	76	168
京都	1	上	京	2,134	1,704			3,838
	2	中	京	2,062	1,037			3,099
	3	下	京	1,431	398	7		1,836
	4	京	都	2,600	1,054	149		3,803
	5	京	都		3,739			3,739
	6	舞	鶴					
大阪	1	大	手		3,379	1,050		4,429
	2	堀	江		2,841	748		3,589
	3	市	岡	3,501		542		4,043
	4	天	満	1,176		5		1,181
	5	淀	川	7,320		233		7,553
	6	今	里	1,936	205	347		2,488
	7	福	島		649	361		1,010
	8	城	東	83	2,267	463		2,813
	9	天	王	8,257		62	351	8,670
	10	難	波			41		41
	11	玉	出			2,128		2,128
	12	八	尾	4,167		129		4,296
	13	枚	方					
	14	豊	中					
	15	平	野	176		971		1,147
	16	貝	塚	1,263		429		1,692
	17	堺	東	19,996		162		20,158
	18	東	大		6,414			6,414
	19	吹	阪			1,082		1,082
	20	守	田	5,632				5,632
	21	堺	口	772		370		1,142
兵庫	1	三	宮					
	2	須	磨					
	3	東	灘					
	4	兵	庫					
	5	尼	崎		6,120		169	6,289
	6	姫	路					
	7	明	石				4	4
	8	豊	岡				35	35
	9	西	宮				4	4
	10	加	古					
奈良	1	奈	良		234	52	48	334
	2	大	和					
	3	桜	高					

都道府県	社会保険事務所	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事項が無い	② 代行意思確認事項が有る	
		和歌山	1 和歌山 東			
	2 田 東					
	3 和歌山 西					
鳥取	1 鳥取 取					
	2 米 子					
	3 倉 吉					
島根	1 松江 江					
	2 浜田 田		4			4
	3 出雲 雲					
岡山	1 岡山 西					
	2 倉敷 東					
	3 津山 山					
	4 高梁 梁					
	5 岡山 東					
	6 倉敷 西					
広島	1 広島 東					
	2 広島 西					
	3 福山 山					
	4 呉 呉					
	5 三原 原					
	6 三原 次					
	7 広島 南					
	8 備後 府中					
山口	1 山口 口					
	2 下関 関					
	3 徳島 部					
	4 宇部 部					
	5 岩国 国					
	6 萩 萩					
徳島	1 徳島 北					
	2 阿波 田					
	3 徳島 南					
香川	1 高松 東					
	2 高松 西					
	3 善通寺 寺					
愛媛	1 松山 西			9	51	167
	2 今治 治				73	59
	3 宇和島 島			10	117	2
	4 松山 東	3,080	1,892	214	1,304	6,490
	5 新居浜 浜			7		7
高知	1 高知 東				57	224
	2 幡多 多				129	143
	3 南国 国				69	72
	4 高知 西				90	100
福岡	1 博多 多					
	2 中福岡 岡					
	3 南福岡 岡					
	4 小倉 北					
	5 久留米 米					
	6 直方 方					
	7 八幡田 田					
	8 大牟田 田					
	9 東福岡 岡					
	10 小倉 南					
	11 西福岡 岡					

都道府県	社会保険事務所		(1) 申請意思を確認 しないまま承認		(2) 電話等により意思確認 を行って承認		合 計
			① 承認通知 が有る	② 承認通知 が無い	① 代行意思確認 事蹟が無い	② 代行意思確認事 蹟が有る	
佐賀	1	佐賀			428	883	1,311
	2	唐津					
	3	武雄			194	199	393
長崎	1	長崎南					
	2	長崎北	2,025				2,025
	3	佐世					
	4	諫早	3,660	803			4,463
熊本	1	熊本東				34	34
	2	熊本西			1,363	543	1,906
	3	八代					
	4	本渡				146	146
	5	玉名				35	35
大分	1	大分					
	2	別府					
	3	佐伯					
	4	日田					
宮崎	1	宮崎					
	2	延岡					
	3	都城					
	4	高鍋					
鹿児島	1	鹿児島南					
	2	川内					
	3	鹿屋	1,337				1,337
	4	奄美大島					
	5	鹿児島北					
	6	加治木					
沖縄	1	那覇	7,820	883			8,703
	2	コザ			1,940		1,940
	3	名護			456		456
	4	平良					
	5	石垣			261		261
	6	浦添	165	230	346		741



免除等に係るその他の不適正な事務処理の件数

(別添4)

都道府県	事務所数	(A) 職員が申請書に押印を行ったもの		(B) 免除申請者等の意思を十分に確認せず、当該申請希望項目以外の項目で承認したもの(電話等で申請者の意思を確認したものを除く)		(C) 外国人が免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、申請書なしに免除の処理をしたもの	
		事務所数	件数	事務所数	件数	事務所数	件数
全 国	312	2	22	91	15,875	4	125
1 北海道	16			9	1,517		
2 青森	4						
3 岩手	5			2	23		
4 宮城	6			5	844		
5 秋田	4						
6 山形	5						
7 福島	6						
8 茨城	5						
9 栃木	5						
10 群馬	5	1	11				
11 埼玉	7			2	440		
12 千葉	6			6	3,176	2	63
13 東京	30			14	1,714		
14 神奈川	13			1	60		
15 新潟	8			1	13		
16 富山	4						
17 石川	4						
18 福井	3			2	203	1	33
19 山梨	3						
20 長野	7						
21 岐阜	6			2	72		
22 静岡	9			1	5		
23 愛知	16			4	234		
24 三重	5			5	774		
25 滋賀	3			1	54		
26 京都	6						
27 大阪	21			8	1,628		
28 兵庫	10						
29 奈良	3						
30 和歌山	3			1	25		
31 鳥取	3						
32 島根	3					1	29
33 岡山	6			3	318		
34 広島	8			3	173		
35 山口	6						
36 徳島	3						
37 香川	3						
38 愛媛	5	1	11	2	670		
39 高知	4			1	51		
40 福岡	11			4	736		
41 佐賀	3			2	273		
42 長崎	4			1	81		
43 熊本	5			2	1,212		
44 大分	4						
45 宮崎	4						
46 鹿児島	6			6	642		
47 沖縄	6			3	937		

## (1) 及び (2) の類型の件数の修正の主な理由

## &lt;件数の修正のあった事務局と増減数&gt;

事務局	第1次調査報告	第2次調査報告	[増減]
北海道	0	3 2 6	+ 3 2 6
青森	1 0 3	3, 5 4 3	+ 3, 4 4 0
宮城	0	3 5 1	+ 3 5 1
福島	8 4 8	9 6 3	+ 1 1 5
茨城	2, 5 5 0	2, 5 8 8	+ 3 8
群馬	6 4	7 6	+ 1 2
埼玉県	1 0, 2 0 7	1 2, 5 9 5	+ 2, 3 8 8
千葉県	1, 6 6 9	2, 0 0 2	+ 3 3 3
東京都	2, 2 6 2	2, 2 4 2	- 2 0
新潟	1, 8 1 6	2, 4 1 8	+ 6 0 2
岐阜	1, 3 8 9	1, 8 0 0	+ 4 1 1
静岡県	6, 4 4 0	1 2, 5 4 6	+ 6, 1 0 6
愛知県	1, 2 9 6	1, 5 4 5	+ 2 4 9
三重	9, 8 0 5	1 5, 5 1 6	+ 5, 7 1 1
滋賀	2 7 0	2 6 8	- 2
京都	9, 7 5 5	1 6, 3 1 5	+ 6, 5 6 0
大阪	5 1, 4 3 6	7 9, 5 0 8	+ 2 8, 0 7 2
兵庫	2 1 2	6, 3 3 2	+ 6, 1 2 0
島根	0	4	+ 4
愛媛	5 1 3	6, 9 8 5	+ 6, 4 7 2
佐賀	1, 1 8 2	1, 7 0 4	+ 5 2 2
長崎	5, 2 1 9	6, 4 8 8	+ 1, 2 6 9
熊本	6 1 5	2, 1 2 1	+ 1, 5 0 6
鹿児島	2 8 5	1, 3 3 7	+ 1, 0 5 2
沖縄	4, 5 7 7	1 2, 4 0 1	+ 7, 5 2 4

## &lt;件数の変動があった主な理由&gt;

## ① 事務所から新たに不適正処理の申告があったもの

10事務所 5, 162件

## ② 事務局・事務所において精査をした結果、件数に変更のあったもの

(件数の増が多かった主な事務所)

事務所(管轄事務局)	第1次調査報告	第2次調査報告	増加数
堺東事務所(大阪)	11, 513	20, 158	+ 8, 645
松山東事務所(愛媛)	352	6, 490	+ 6, 138
尼崎事務所(兵庫)	169	6, 289	+ 6, 120
天王寺事務所(大阪)	3, 518	8, 670	+ 5, 152
那覇事務所(沖縄)	3, 672	8, 703	+ 5, 031
弘前事務所(青森)	73	3, 282	+ 3, 209

## ③ 第1次調査報告の集計時の報告誤り

・京都事務局分について、第1次調査報告書では、申請意思を確認せずに免除等の手続を行った数から、事後的に申請書を受理した件数を差し引いた数を計上していた。

・三重事務局分について、第1次調査報告書では、同一被保険者について4～6月分の申請と、7月以降分の申請があるケースを、1件と計上していた。

## 国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する 第2次調査報告書に至る経過及び今後の進め方

5月25日(木) 全事務局長に徹底調査と確認文書の提出を指示

- ・国民年金保険料の免除及び若年猶予に係るすべての事務処理について調査し、事務局長と事務所長の確認文書を提出するよう指示。

5月27日(土)～28日(日) 緊急事務局長会議及び詳細の聴取

- ・全国社会保険事務局長会議の終了後に、本庁幹部が、全事務局長に個別にヒアリング。
- ・不明な点は、直ちに事務局、事務所に待機させた職員に確認させるなど、詳細かつ徹底した調査。  
(29日夕刻の公表直前まで、事務局から、不適切な処理件数の追加や修正あり)

29日(月) 19時

第1次調査報告書公表

※「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の席上で公表

5月30日(火) 追加や修正があれば調査して提出するよう事務局に指示

- ・類型別の件数等の精査を行うため、本庁から全事務局に対し、改めて確認を指示した。
- ・その際、一部の事務所から、不適正な事務処理の追加や、新たなタイプの事案の申告があった。

6月5日(月) 再度の確認文書の提出を指示

- ・9日(金)からの全件調査に先立って、8日(木)を期限に、全事務局長、事務所長から、再度の確認文書の提出を求めた。

13日(火) 16時

第2次調査報告書公表

6月9日(金)～18日(日) 免除等の申請書の全件調査、詳細調査

検証委員会の検証を受ける

# 国民年金保険料の免除制度等の概要について

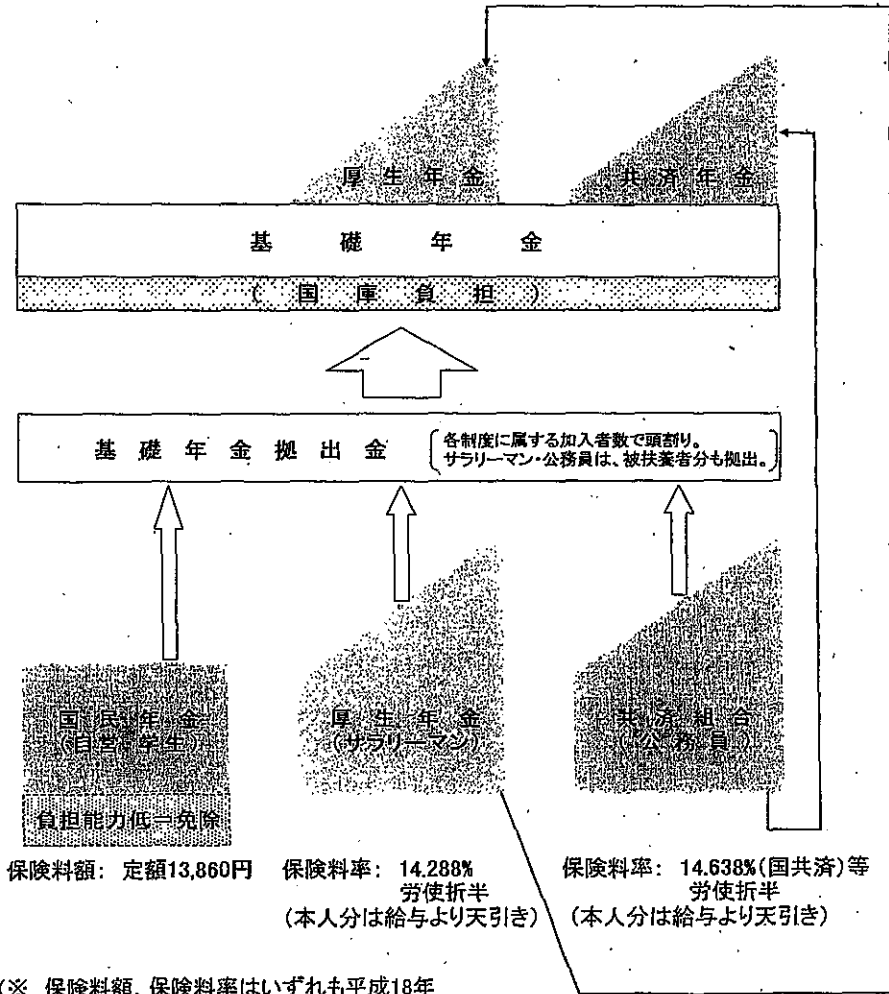
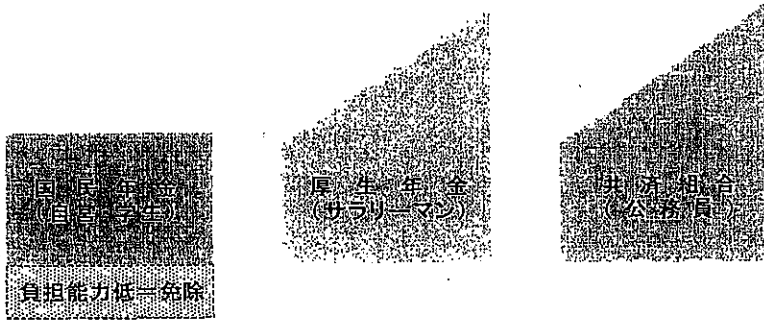
	頁
1. 基礎年金制度と国民年金保険料免除制度の意義	20
2. 国民年金保険料の納付率と現状	21
3. 国民年金の加入・納付の状況	22
4. 国民年金保険料の免除等該当者数	26
5. 免除承認の事務処理の流れ	27
6. 納付率向上に向けた戦略	29
7. 社会保険庁の組織	30
8. 社会保険庁の体制について	33
9. 社会保険庁をめぐる不祥事案等に関する調査報告書(抜粋)	34
10. 社会保険庁改革の在り方	36

# 基礎年金制度と国民年金保険料免除制度の意義

基礎年金制度の創設により、給付面では、全国民共通の基礎的給付を確保。  
 負担面では、無収入者や極めて低所得の者も対象とする国民年金制度においては、国民皆年金の実を挙げ、給与所得者を対象とする被用者年金制度との負担面の公平を確保するためには、免除制度の適確な運用が重要。

**昭和61年4月以前**  
 (各制度が分立)

**昭和61年4月～**



( 給 付 )

( 負 担 )

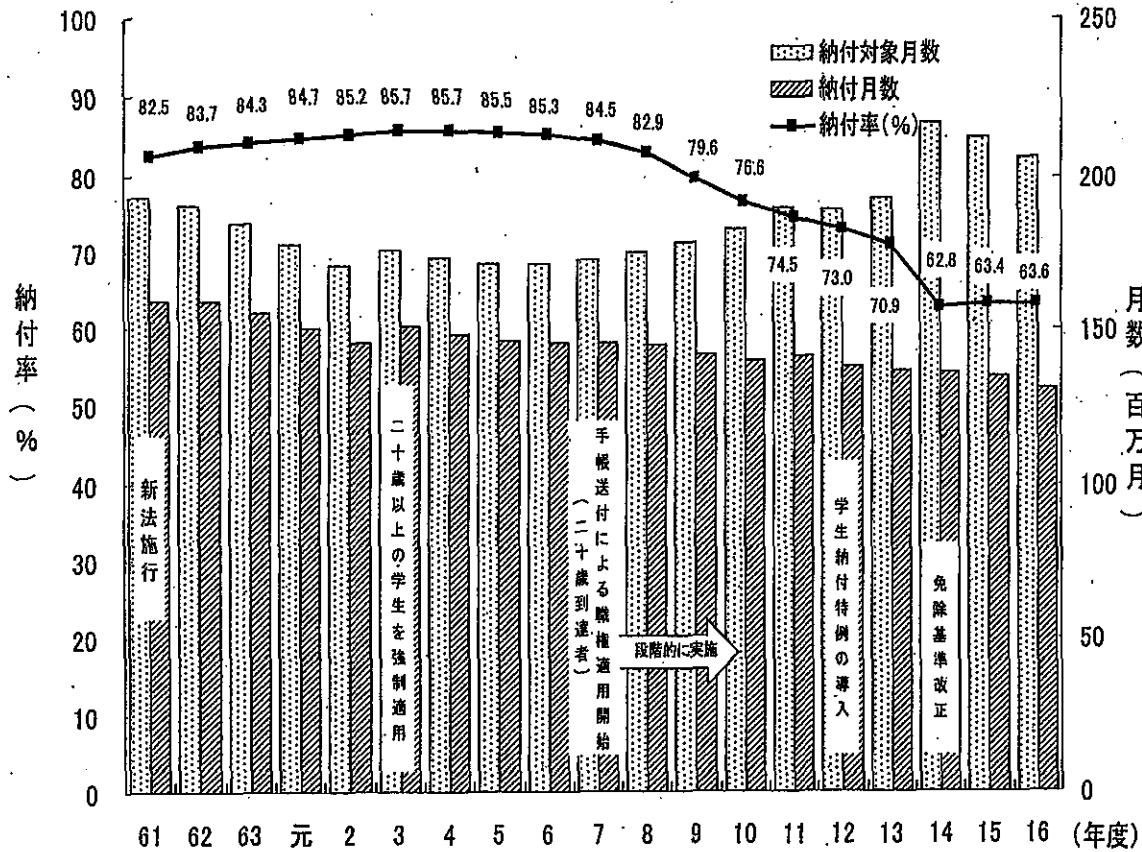
昭和36年度より(旧)国民年金制度が実施される  
 ・厚生年金や共済年金の対象とならない者(自営業者等)が対象  
 ・それ以前は、自営業者等については公的年金が存在せず

## → 国民皆年金の実現

(※ 保険料額、保険料率はいずれも平成18年)

# 国民年金保険料の納付率の推移と現状

～ 納付率は下げ止まりから反転へ ～



## 納付率の推移

	14年度	15年度	16年度	18年3月末現在
14年度分保険料	62.8%	65.4%	66.9%	
15年度分保険料		63.4%	65.6%	67.4%
16年度分保険料			63.6%	66.0%
17年度分保険料				66.7%

※ 時効前(納期から2年以内)に納付する者を含めると約7割が納付

## (目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年7月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率(80%)を設定。16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

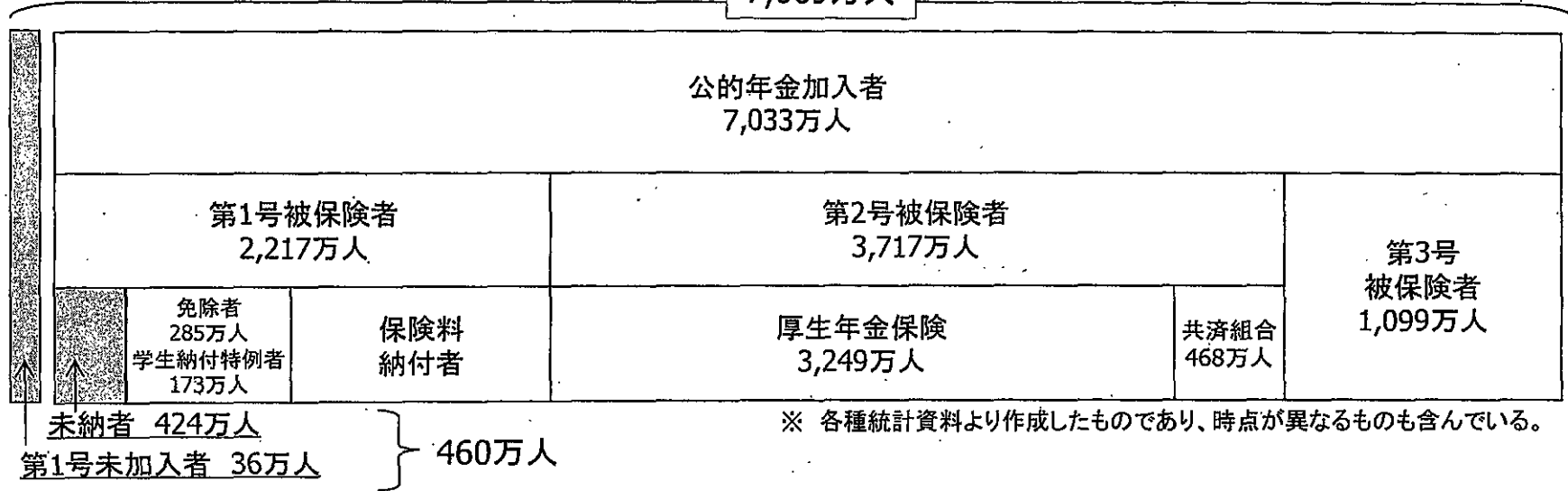
・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

# 国民年金の加入・納付の状況

- 未納者(平成16年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者)は約420万人、未加入者は約40万人
- 公的年金加入対象者全体で見ると、約93%の者が保険料を納付(免除を含む)。
- ※ 未納者と未加入者を合わせた約460万人は、国民年金(自営業者など)加入対象者数の約2割。

《公的年金加入者の状況(平成16年度末※)》

7,069万人



※ 各種統計資料より作成したものであり、時点が異なるものも含んでいる。

○ 未加入者数の推移

平成7年度	平成10年度	平成13年度	平成16年度
158万人	99万人	63万人	36万人

※ 職権適用による未加入者の減少が納付率低下の一要因

○ 全額免除者(学生納付特例含む)数の推移

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
524万人	400万人	439万人	458万人

※ 免除基準改正(厳格化)による申請全額免除者の減少が納付率低下の一要因

## 免除制度等の概要

### ◎免除とは

国民年金においては、所得が低い者等について、家族の態様、所得等に応じて、その者からの申請に基づき保険料の全額又は半額を免除できる。(生活保護等は法定免除)

例：家族4人(夫婦子供2人)の場合、所得が162万円未満で全額免除

※夫婦の一方にしか収入がなく、子供が2人とも16歳未満の場合

### ◎免除の効果

1. 老齢年金等の受給に必要な資格期間に算入される。

例：保険料納付済期間10年＋免除期間15年でも老齢基礎年金支給

2. 10年以内であれば、追納が可能。(通常滞納では、2年で時効)

3. 追納されなかった場合でも国庫負担相当分(現在は1/3)を支給

### ◎若年者納付猶予、学生納付特例

30歳未満のフリーター層や学生については、所得基準が更に緩和。

ただし、追納がない場合は、国庫負担相当分は支給されない。



## ○法定免除について

第一号被保険者が、次のいずれかに該当したときは、届出により保険料が免除される。

- (1) 障害基礎年金または被用者年金制度から支給される障害年金その他政令で定める給付の受給者になったとき。  
※ 政令で定める給付・・・①障害厚生年金または障害共済年金（1・2級に限る）、②国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済年金から支給される昭和61年3月以前に支給事由の生じた障害年金等
- (2) 生活保護法による生活扶助を受けるとき
- (3) 国立及び国立以外のハンセン病療養所、国立保養所、その他厚生労働大臣が指定する施設に収容されているとき

## ○申請免除について

本人、配偶者、世帯主のいずれもが、次のいずれかに該当するような場合で、保険料を納付することが困難なときは、申請して承認を受ければ保険料が免除される。

- (1) 前年の所得が、その人の扶養親族等の有無及び数に応じて、次の式で計算した額以下であるとき
  - ①全額免除  
(扶養親族等の数+1) × 35万円+22万円以下
  - ②半額免除  
118万円+扶養親族等の数×38万円以下
- (2) 被保険者かまたはその世帯の人が、生活保護法による生活扶助以外の扶助またはこれに相当する援助（教育、住宅、医療、生業などの扶助・援助）を受けているとき
- (3) 地方税法に定める障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下であるとき

- (4) 天災、その他厚生労働省令で定める事由に該当して、保険料を納めることが著しく困難である場合
- ① 天災、すなわち震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害金額が財産のおおむね2分の1以上となる損害を受けたとき
  - ② 失業により保険料を納付することが困難と認められるとき

### ○学生納付特例について (平成12年度～)

学生本人が一定所得以下の場合には、申請により、親に保険料負担を求めることなく、本人が社会人になってから保険料を納付できるようにし、学生期間中の保険料納付は要しないこととするもの。

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他の教育施設等に在学する20歳以上の学生または生徒であって、次のいずれかに該当する場合。

- (1) 学生本人の前年の所得が、扶養親族等の有無および数に応じて、次の式で計算した額以下であるとき

$$118\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円}$$

- (2) 被保険者かまたはその世帯の人が、生活保護法による生活扶助以外の扶助またはこれに相当する援助(教育、住宅、医療、生業などの扶助・援助)を受けているとき
- (3) 地方税法に定める障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下であるとき
- (4) 天災、その他厚生労働省令で定める事由に該当して、保険料を納めることが著しく困難である場合

### ○若年者納付猶予制度について (平成17年度～)

30歳未満の第一号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得要件によって、申請により保険料の納付が猶予される制度が創設された。

学生を除く30歳未満の第一号被保険者であって、本人及び配偶者の前年の所得が、その人の扶養親族等の有無及び数に応じて、次の式で計算した額以下であるとき

$$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$$

## 国民年金保険料の免除等該当者数

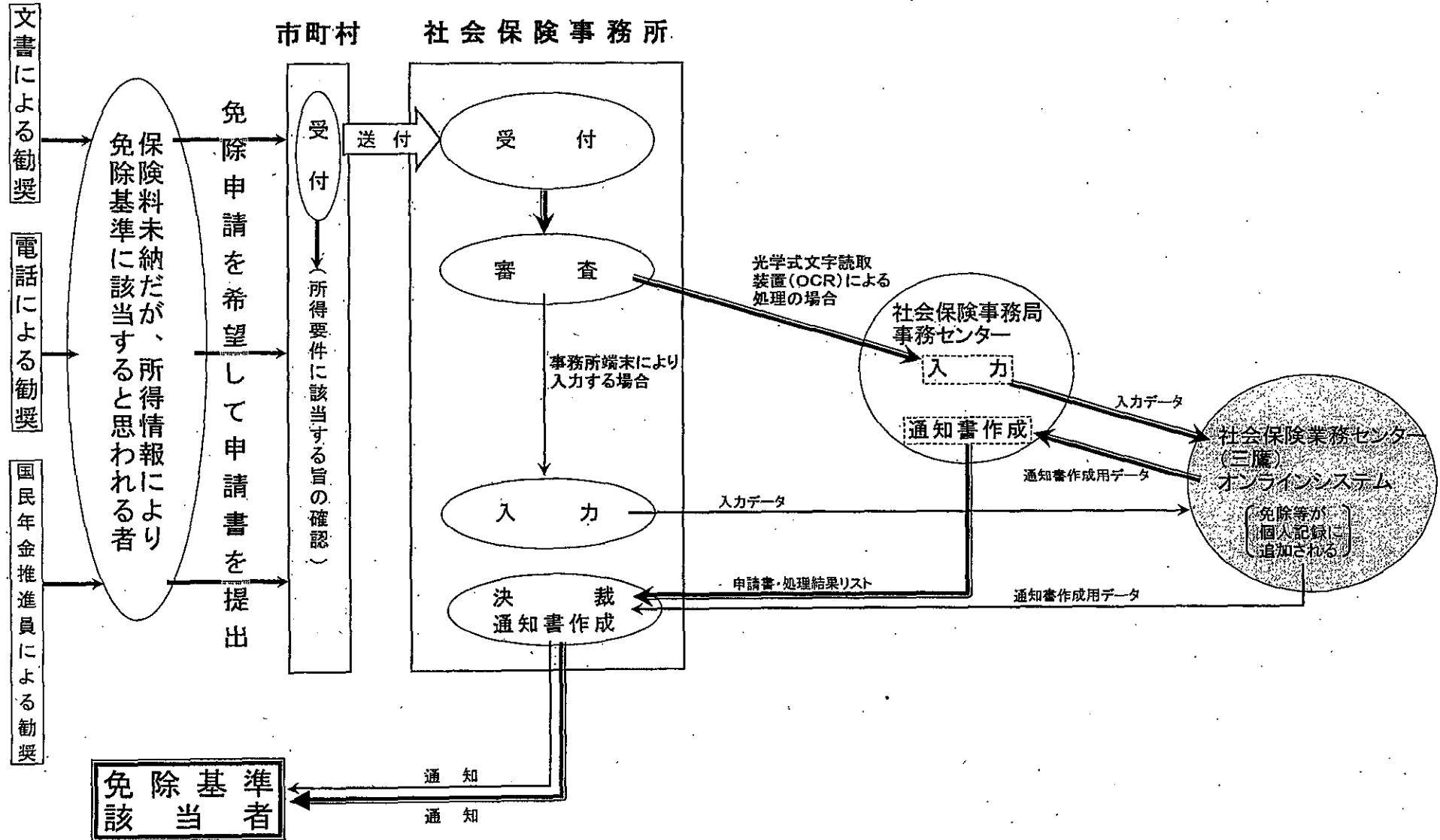
(年度末現在、単位:万人)

	第1号被保険者(任意加入除く)	全額免除者	(再掲)	(再掲)	学生納付特例者	若年者納付猶予
			法定免除者	申請全額免除者		
平成13年度	2,177	376	99	277	148	/
平成14年度	2,206	246	103	144	154	
平成15年度	2,208	271	106	165	168	
平成16年度	2,183	285	109	176	173	
平成17年度	2,157	334	113	222	176	

※ 平成13年度までは市町村において保険料(現年度分)を徴収。平成14年度からは国(社会保険事務所)において保険料を徴収。

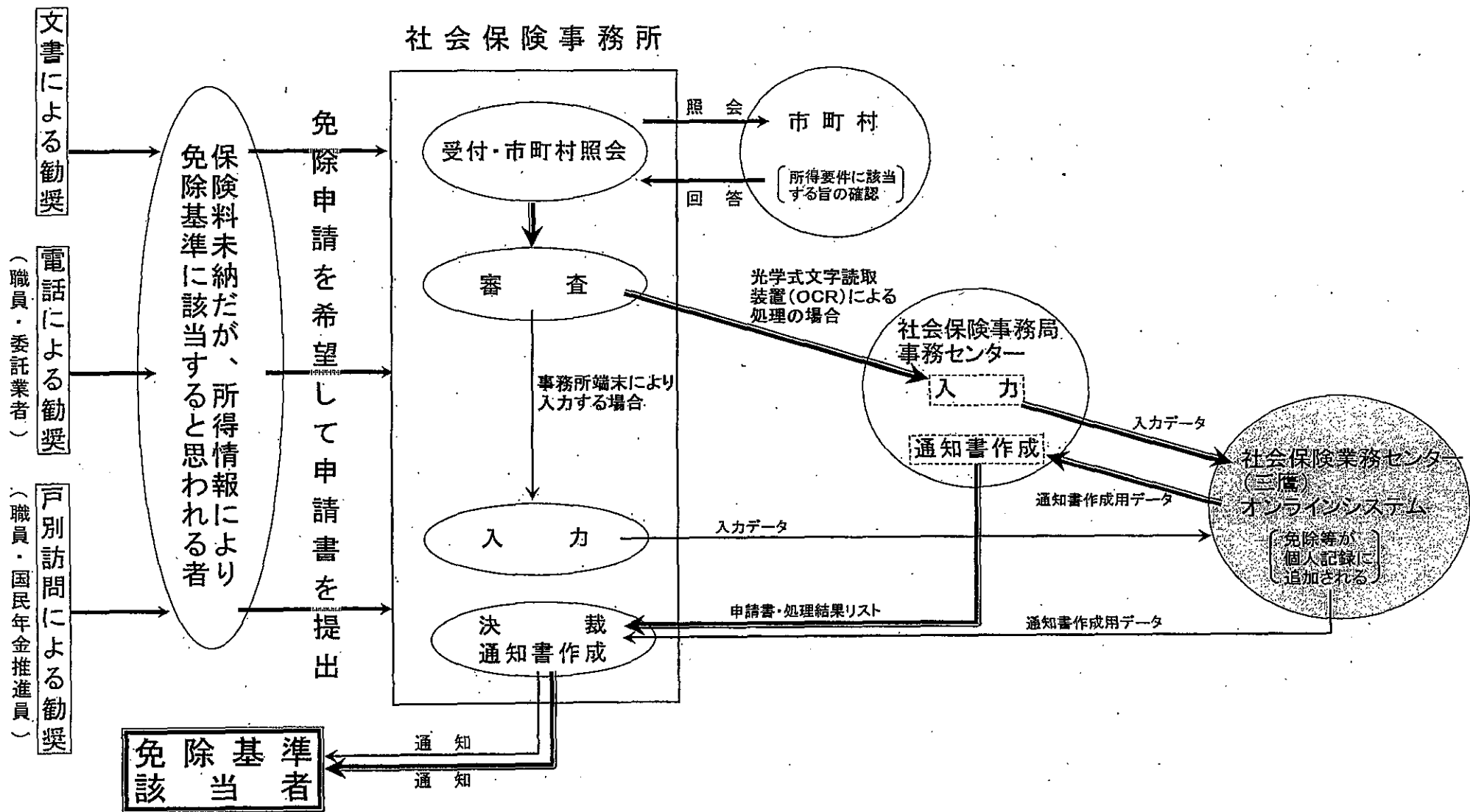
# 免除承認の事務処理の流れ

(市町村を経由して申請する場合)



# 免除承認の事務処理の流れ

(社会保険事務所に直接申請する場合)



# 納付率向上に向けた戦略（平成 18 年度）

## 納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
- (口座振替率)  
16年度末 17年度末 19年度目標  
37% → 40% → 50%  
651万人 660万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H19.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
- 17年度利用状況 589万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
- 17年度利用状況 14万件
- クレジットカード納付の導入 (H18年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

高所得層

中間層

低所得層

### 納付督促の実施

催告状（手紙）  
H16年度 4,021万件  
H17年度 3,418万件

電話  
H16年度 649万件  
H17年度 823万件

戸別訪問（面談）  
H16年度 1,341万件  
H17年度 1,774万件

集合徴収（呼出）  
H16年度 1,929万件  
H17年度 1,952万件

### 強制徴収の実施 不公平感の解消と波及効果

	16年度	17年度
最終催告状	31,497件	172,440件
納付等	18,511件	43,248件
財産差押え	448件	2,607件

平成 18 年度  
35万件、最終的に 60 万件  
実施可能な体制を構築

質の向上  
効率化

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理 (H16.10~)

### 免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ）を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H18年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H19.4~)

### 事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H18年度~)

### 国民健康保険（市町村）との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H19.4~)

### 社会保険制度内の連携

保険医療機関、介護保険事業者等、社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H19.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H20.4~)

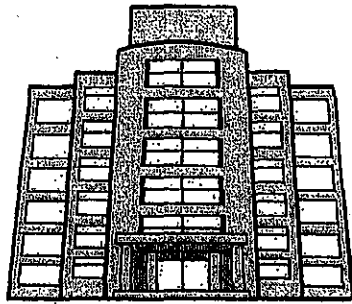
### 広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ポイント制・年金カードの導入等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置する事項

# 社会保険庁の組織 (平成18年3月末現在)

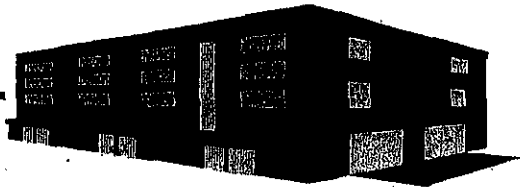
正規職員 17,365人  
非常勤職員 11,461人



## 本庁 (東京・霞ヶ関)

社会保険事業運営に関する企画・立案、地方支分部局が行う業務の指導等

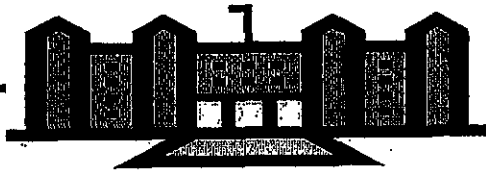
正規職員 277人  
非常勤職員 21人



## 社会保険業務センター (東京・高井戸及び三鷹)

被保険者の記録管理、年金支払業務、システム運用、年金相談

正規職員 573人  
非常勤職員 144人



## 社会保険大学校 (千葉・白井市)

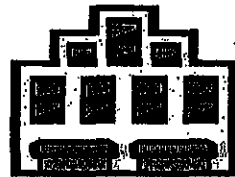
社会保険の事務に従事する者に対する研修

正規職員 20人  
非常勤職員 2人

## 地方社会保険事務局 (47カ所)

管轄区域 (都道府県) 内の事務に関する企画・立案、社会保険事務所の監督等

正規職員 3,662人  
非常勤職員 2,650人

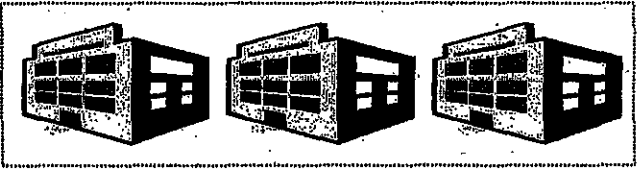
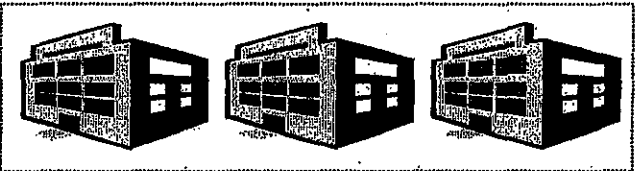
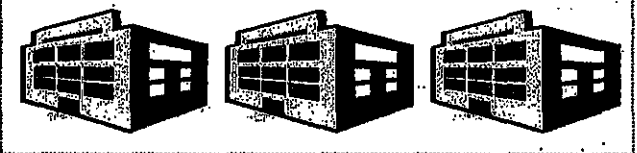


年金電話相談センター (23カ所)

## 社会保険事務所 (312カ所)

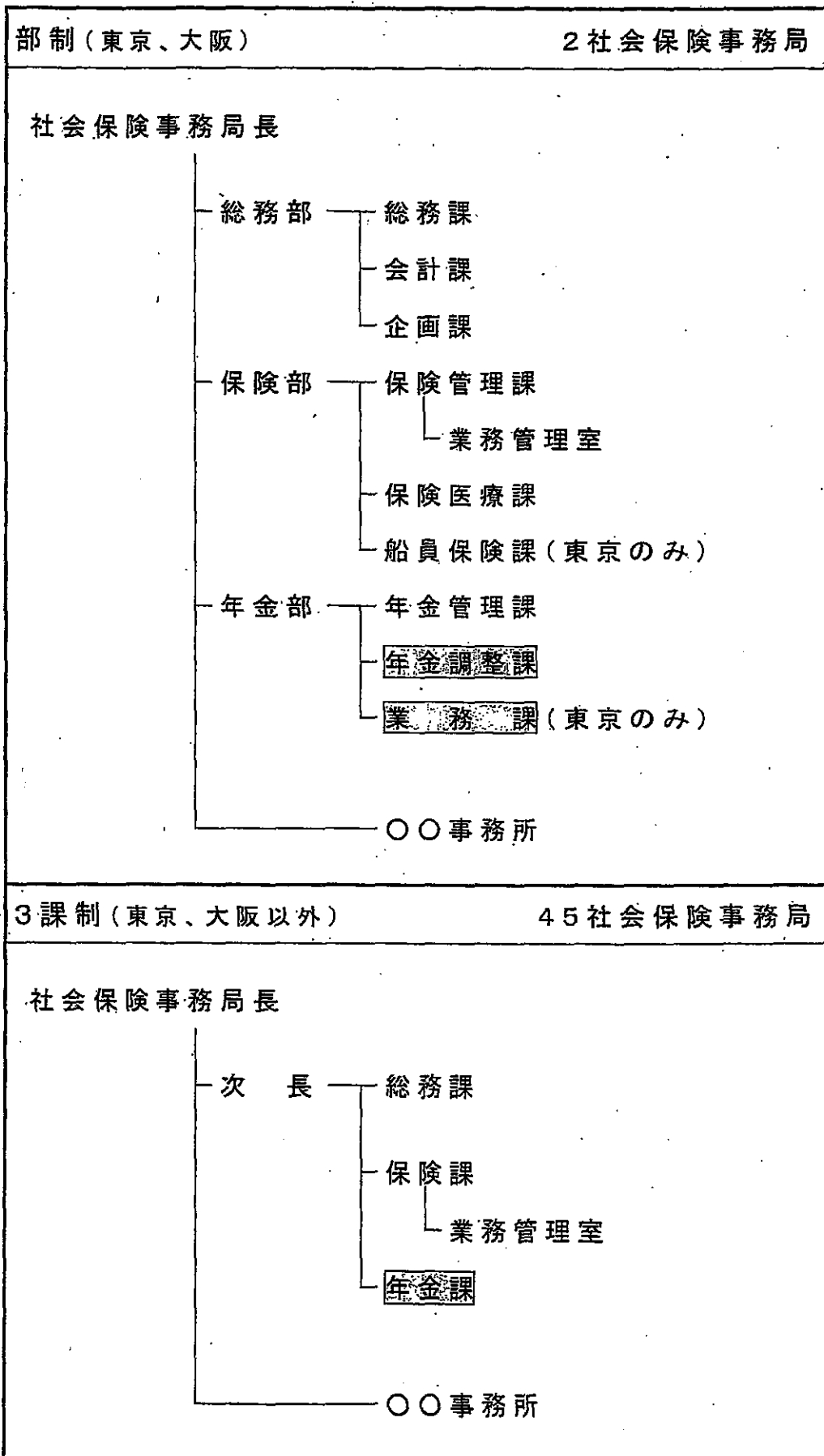
適用・徴収・裁定事務、保険証・年金手帳の作成・交付、年金相談の実施等

正規職員 12,833人  
非常勤職員 8,644人



年金相談センター (63カ所)

# 地方社会保険事務局の典型的な組織形態





## 社会保険事務所の典型的な組織形態

区 分	組 織 形 態 図
<p>大規模 社会保険事務所 (70人程度)</p> <p>定員60人以上 <u>21事務所</u></p>	
<p>中規模 社会保険事務所 (50人程度)</p> <p>定員40人以上 60人未満 <u>148事務所</u></p>	
<p>小規模 社会保険事務所 (30人程度)</p> <p>定員40人未満 <u>143事務所</u></p>	

※2課制の場合の事務分掌は、業務内容（資格・免除等及び保険料収納等）により分けている事務所が多いが、管轄区域により分けている事務所もある。

(注1) 職員数は、平成17年4月1日現在。

(注2) 典型例を示したものであり、事務所ごとに詳細は異なる。

社会保険庁の体制について  
(平成17年度末)

事 項	I 種 職 員	II・III種職員等	
職 員 数	31 人	842 人	16,492 人
採 用 区 分	厚 生 労 働 省	本 庁	各 地 方 社 会 保 険 事 務 局 (平成13年度からは7ブロック単位で採用)
試 験 等 条 件	国 家 I 種 試 験 合 格 者	国 家 II・III 種 試 験 合 格 者	

注1) 「II・III種職員等」には、選考採用される医療職等の職員が含まれる。

注2) 本庁と社会保険事務局間の人事異動 202名 [本庁→47事務局]、103名 [44事務局→本庁]  
(18年4月現在)

注3) 社会保険事務局間の人事異動 159名 (18年4月現在)

社会保険庁をめぐる不祥事案等に関する調査報告書（抜粋）  
（平成17年1月14日）

Ⅶ 社会保険庁における不祥事発生の構造的背景について

1 社会保険庁の組織の構造問題

(1) 内部統制（ガバナンス）の不足

社会保険庁の組織の構造的問題として、①本省採用のⅠ種職員（いわゆるキャリア）、②社会保険庁本庁採用のⅡ・Ⅲ種職員、③地方事務官の経緯を有する地方採用職員という、いわゆる三層構造の問題が指摘されている。

長官、次長、部長、課長等として、組織管理を行うべきⅠ種職員は、短い期間で異動してきたため、社会保険庁の実務に精通できず、組織管理を十分に行うことができなかった。

また、旧厚生省では、本省の幹部は、実務マネジメントという社会保険庁の仕事を必ずしも重視せず、社会保険庁に対して、補佐、係長クラスも含めて十分なⅠ種職員の配置をするといった対応を行ってこなかった。

さらに、旧厚生省では、社会保険の地方組織での経験をさせることは国民皆年金制度創成時を除いて行っておらず、社会保険の現場に対する意識が高まらなかった。

このような中で、Ⅰ種職員と、社会保険庁本庁採用のⅡ・Ⅲ種職員との間では、お互いに、予算の執行や調達は、本庁Ⅱ・Ⅲ種職員に任せてⅠ種職員は関与しない、という長年の組織風土が形成された。

一方、本庁Ⅱ・Ⅲ種職員においても、急速に高齢化が進む中で、業務量は質量ともに増大してきたが、専門の職員養成は十分に行われていたとは言えず、拡大するポストの中で機械的に昇進が行われるなど、能力主義に立った人事政策が行われなかった。

こうした状況が相まって、内部統制（ガバナンス）の不足した組織になったと考えられる。

(2) 「内向きで閉鎖的な組織体質」の下で生じた予算執行の甘さ

厚生労働省の本省は、専門分野を持つ複数の人事グループが入り組んで配置され、各局と大臣官房との関係を含め、異なる目による牽制体制がある程度存在している組織構造である。しかしながら、社会保険庁では、単一の人事集団が過度の共同体意識を有する中で、内向きで閉鎖的な組織体質が形成されてきたと考えられる。

一方、社会保険庁は、厚生保険特別会計、国民年金特別会計、船員保険特別会計の3つの特別会計を運営し、その予算規模は約77兆円に達する。そのうち大部分が給付費であるが、急速に高齢化が進む中で、事業運営費も人件費やオンラインシステム経費を含めて、約5千数百億円の規模となっている。

このように、事業規模が大きくなり、扱う金額も大きくなってきたにもかかわらず、内向きで閉鎖的な組織体質であったために、常に国民本位の視点に立って培わなければならないコスト感覚が緩み、予算執行の厳格さへの意識が十分でなく、また、内部牽制体制によるチェックの仕組みも不十分になったと反省される。

組織の構造問題については、これまで述べてきた内部統制（ガバナンス）の不足や「内向きで閉鎖的な組織体質」に加え、以下のような地方事務官制に起因する問題もある。

すなわち、地方庁の職員は、昭和22年の地方自治法制定に際して、当分の間の措置として、国が任命する国家公務員であるが都道府県知事が指揮監督するという地方事務官とされた。

このため、社会保険関係の地方事務官は、都道府県庁の中でも特殊な存在であるとともに、国からも十分な内部統制（ガバナンス）を受けない状況が続き、その廃止が長年議論されてきたものの、平成12年に至るまで解消が遅れた。その結果、

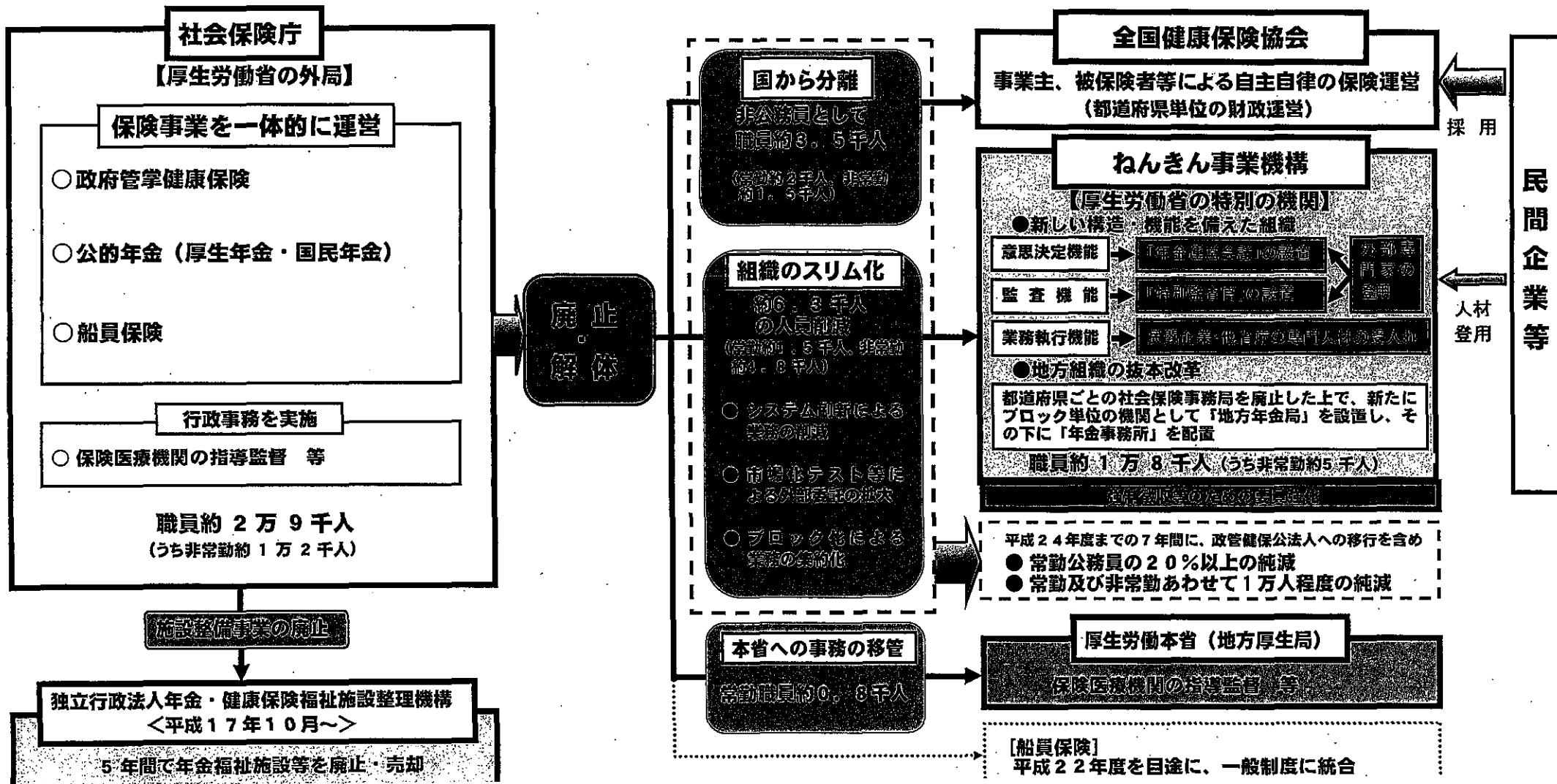
- ① 本庁職員と地方庁職員の一体感が弱く、双方に意識の溝が生じることとなった。
- ② また、地方庁職員は、半ば都道府県の職員という意識があり、都道府県を超えた異動も行われず、ノウハウの交流も十分ではなかった。
- ③ 本庁と地方との人事交流が進まず、本庁職員は現場実務を熟知しにくくなった。
- ④ 本庁職員は地方の幹部にはなるものの、実務は地方庁職員に委ねる傾向が強くなった。
- ⑤ また、このような中で、業務改善、業務の効率化、コスト削減等の取組が行いづらい組織体質となった。

今後、いわゆる三層構造の問題にも留意しながら、こうした組織の構造問題を踏まえて、組織改革を進める必要がある。

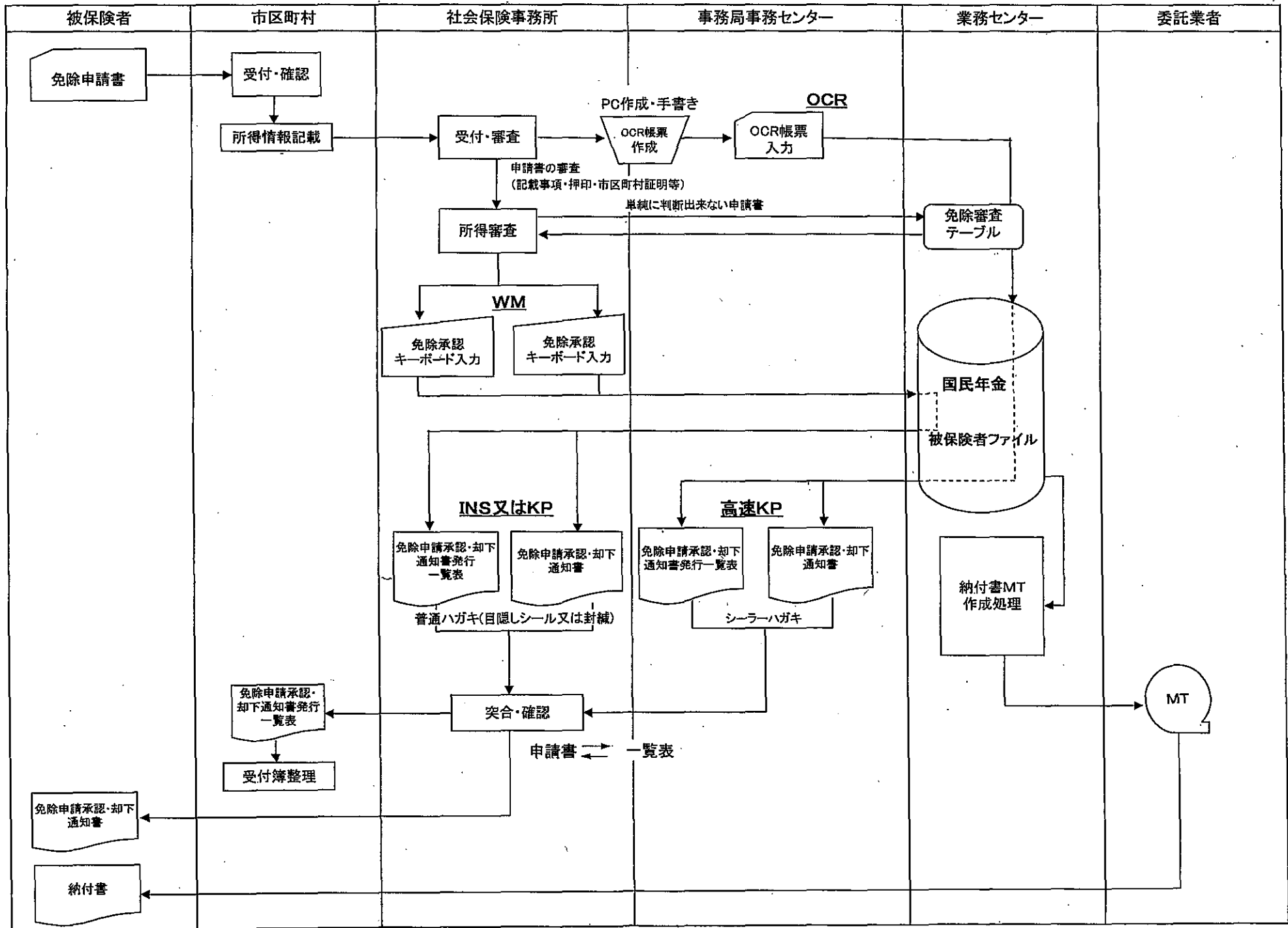
# 社会保険庁改革の在り方

～社会保険庁を廃止・解体し、国民の信頼を得ることのできる新組織を設立～

- 社会保険庁を廃止・解体し、平成20年10月、公的年金及び政管健保について、それぞれ新たな運営主体を設立。
- 公的年金の運営を担う新組織については、
  - ①名実ともに新たな国家行政組織として再出発する観点から、現在の「外局」ではなく、厚生労働省の「特別の機関」として「ねんきん事業機構」を設立することとし、
  - ②外部人材の登用による「年金運営会議」及び「特別監査官」といった新しい構造・機能を備えるとともに、
  - ③1万人程度(常勤約3,500人、非常勤約6,300人)の人員削減、民間企業的な人事評価制度の導入、地方組織の抜本改革等の構造改革を行うほか、
  - ④年金受給者や年金保険料負担者等の意向を事業運営に反映させるため、「運営評議会」及び「地域運営評議会」を設ける。
- 今国会に「ねんきん事業機構法案」を提出。(国民の信頼に足る新たな組織としての再出発を明らかにするため、厚生労働省設置法の一部改正ではなく、公的年金の事業運営の基本等とともに新組織の設置を定めた新たな単独立法とする。)



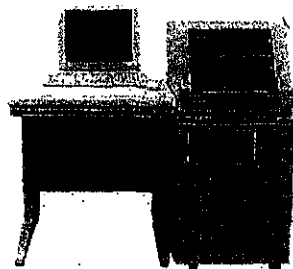
# 免除申請処理の流れ



入力装置

OCR (光学式文字読取装置)

※手書き文字及びOCR用活字を光学的に読み取る装置



出力装置

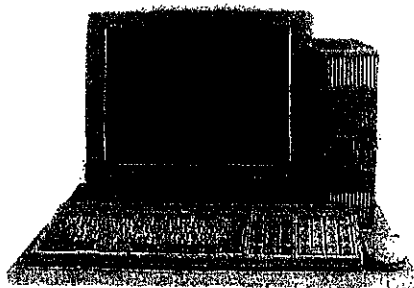
高速KP (高速漢字プリンタ)

※証書・通知を連続帳票で印刷する装置



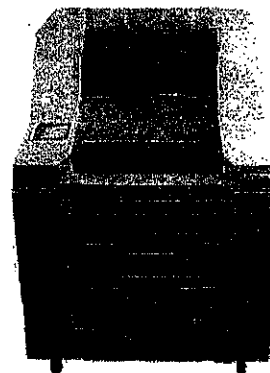
WM (窓口装置)

※申請書等入力、被保険者記録等照会装置



INS (インサータプリンタ)

※証書・通知を単票で印刷する装置



KP (漢字プリンタ)

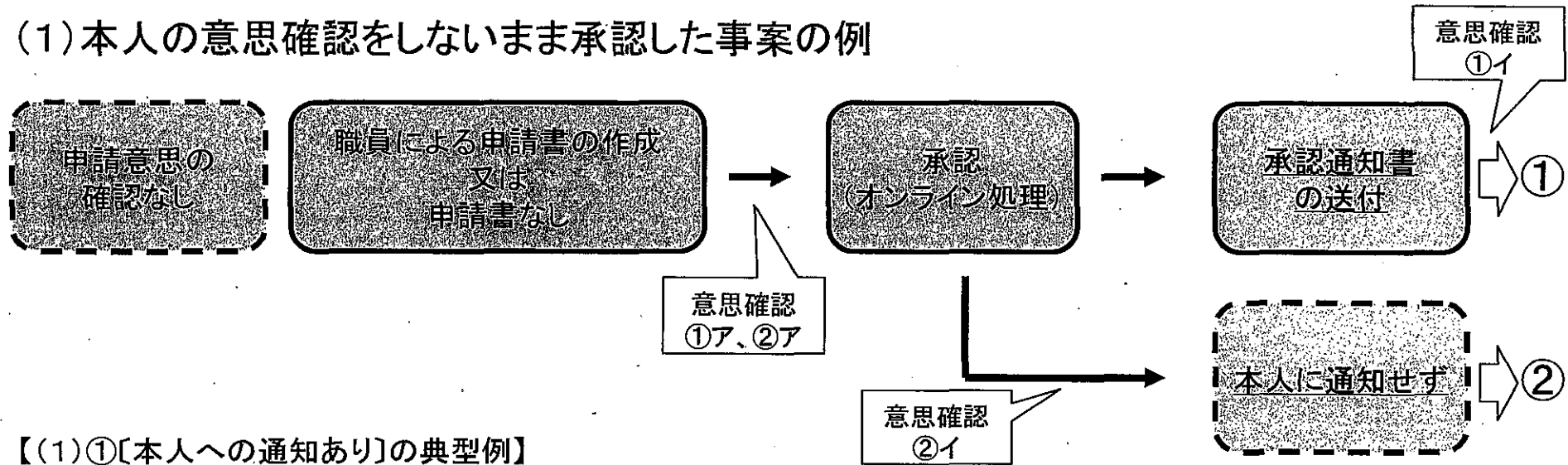
※証書・通知を連続帳票で印刷する装置



又は

## 免除等の不適正な事務処理の典型例

### (1) 本人の意思確認をしないまま承認した事案の例



#### 【(1)①[本人への通知あり]の典型例】

・ 文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問を行っても接触ができなかった者について、本人の意思を確認せずに、申請書を作成することなく、免除等の承認を行い、本人に通知。(京都)

①ア 「納付猶予、免除を希望されない方は〇月〇日までに連絡ください。」「連絡がなかった場合は申請を行うことに同意したものとみなします。」という趣旨の文書を送付し、回答のなかった者に対して、免除等の承認を行い、本人に通知。(東京、静岡、三重、大阪、長崎)

①イ 本人の意思を確認せずに、免除等の承認を行い、承認通知書に、「ご連絡をいただければ承認の取消しを行います。」という趣旨を記載した文書を同封して、本人に送付。(岐阜)

#### 【(1)②[本人への通知なし]の典型例】

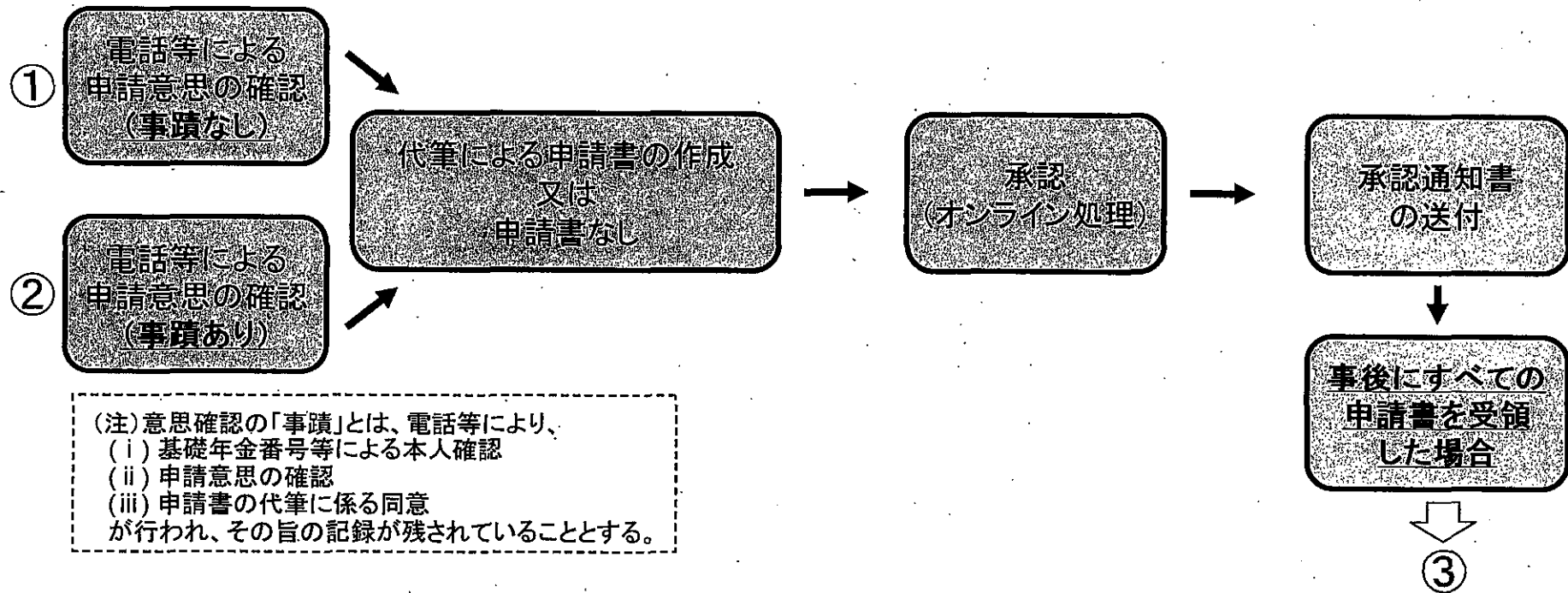
・ 申請書の提出勧奨を行うとともに、確実に納付免除に該当する者について、本人の意思確認をせずに、免除等の承認を行った上、本人にも通知しなかった。(埼玉)

②ア 「免除、納付猶予を希望されない方は連絡ください。」という趣旨の文書を送付し、その後申請書が提出されていない者について、本人の意思を確認せずに、免除の承認を行った上、本人にも通知しなかった。(静岡)

②イ 本人の意思を確認せずに、免除等の承認を行い、承認通知書は作成しなかった。その後、申請書の提出を求め、申請書が提出されない方については、免除等記録を取り消した。(秋田)



## (2) 電話等により意思確認を行って承認した事案の例



### 【(2)①[意思確認の事蹟なし]の典型例】

- ・ 電話勧奨により、本人の免除申請意思を確認(ただし、申請確認の事蹟がないか又は不十分)した上で、免除申請書を代行作成し、免除の承認を行い、本人に通知。(愛知等)

### 【(2)②[意思確認の事蹟あり]の典型例】

- ・ 電話勧奨により、本人の免除申請意思を確認し、その事蹟を残した上で、免除申請書を代行作成し、免除の承認を行い、本人に通知。(茨城等)

### 【(2)③[申請書をすべて受領]の典型例】

- ・ 電話勧奨により、本人の免除申請意思を確認し、免除申請書を代行作成の上、免除の承認を行い、本人に通知。その後、すべての免除承認者から押印がされた申請書を受領した。(福島)